

協議第3号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会 長 服 部 幸 道